

【地球温暖化対策報告書制度の平成 29 年度実績報告】 義務提出者の CO₂ 排出状況について

都は、平成 22 年 4 月から中小規模事業所の地球温暖化対策を推進するため「地球温暖化対策報告書制度」を実施しています。このたび、平成 29 年度の義務提出者の事業所の CO₂ 排出量等を集計し、削減実績をとりまとめましたので、お知らせします（平成 31 年 1 月 11 日時点）。

平成 29 年度の義務提出者の中小規模事業所の CO₂ 排出状況については、事業者数が 289、事業所数が 23,236、総排出量が 596.2 万トンでした。（図表 1 参照）

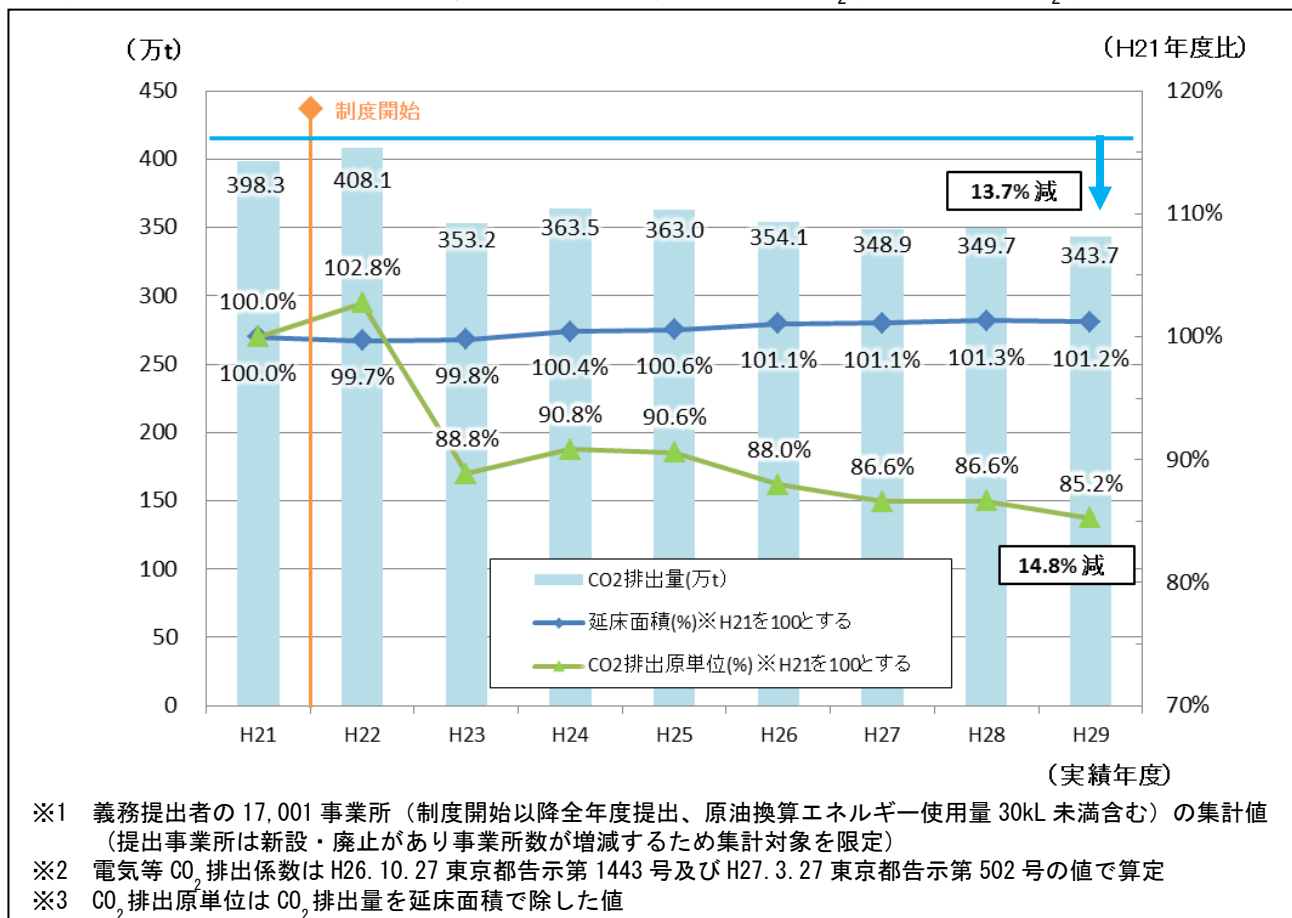
また、制度開始以降、9 カ年連続で提出された中小規模事業所の総 CO₂ 排出量と CO₂ 排出原単位は、平成 21 年度と比較し、それぞれ 13.7%削減、14.8%改善されました。（図表 2 参照）

都は、中小規模事業所の省エネ対策を支援し、引き続き CO₂ 削減を促進してまいります。

（図表 1）義務提出者の中小規模事業所の CO₂ 排出状況

実績年度	事業者	事業所	総CO ₂ 排出量(万t)
平成29年度	289	23,236	596.2
(参考)平成28年度	283	22,967	588.8

（図表 2）9 カ年連続提出中小規模事業所(17,001)の総 CO₂ 排出量及び CO₂ 排出原単位の推移



地球温暖化対策報告書制度とは、都内で中小規模事業所※を設置している事業者が、各事業所の前年度の CO₂ 排出量等を都に報告する制度。※例：コンビニ、レストラン、居酒屋、ドラッグストア等

・義務提出者：事業所（原油換算エネルギー使用量 30kL 以上 1500kL 未満）の合計が 3000kL 以上